

福岡県医発第1874号(地)

平成20年 1月18日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

特定感染症検査等事業（緊急肝炎ウイルス検査事業）の実施について

「肝炎対策の実施（一報）」につきましては、平成19年12月11日付け福岡県医発第1622号（地）にてご連絡いたしておりますが、今般、特定感染症検査等事業実施要綱の一部並びに「特定感染症検査等事業の実施について」が改正された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

今回の改正は、今般のフィブリノゲン製剤問題を契機として、肝炎一般に対して関心が高まり、検査受信希望者の増加が見込まれることを受け、既存の特定感染症検査等事業における肝炎ウイルス検査事業を有効活用し、緊急肝炎ウイルス検査事業として医療機関での無料の肝炎検査事業を、平成20年1月から平成21年3月までの時限措置として20歳以上の成人を対象に実施するものですが、福岡県においては、平成19年10月より、北九州市・福岡市・大牟田市を除く市町村住民の30歳以上70歳未満の肝炎ウイルス要注意者を対象に、医療機関における肝炎ウイルス無料検査事業が既に実施されており、平成20年3月までは現行のとおり実施されますのでご留意願います。

なお、現在、北九州市・福岡市・大牟田市においても本事業の実施が検討されており、平成20年4月より県下全市町村において20歳以上の県民を対象に緊急肝炎ウイルス検査事業が開始される予定です。決定次第ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただき、会員各位への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

また、今回の改正に関し、「緊急肝炎ウイルス検査事業について」が厚生労働省結核感染症課により作成され、本事業の概要等がまとめられておりますので、併せてお送りいたします。



小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

(地Ⅲ 2 3 9)

平成 2 0 年 1 月 1 5 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

特定感染症検査等事業（緊急肝炎ウイルス検査事業）の実施について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

肝炎対策の実施（一報）につきましては、平成 1 9 年 1 1 月 2 2 日付（地Ⅲ 1 9 3）をもって貴会宛てにお送りいたしました。

さて今般、特定感染症検査等事業実施要綱の一部が改正され、厚生労働省健康局長より各都道府県知事、政令市長、特別区長あて通知がなされました。併せて「特定感染症検査等事業の実施について」が改正され、厚生労働省健康局結核感染症課長、疾病対策課長連名により、各都道府県等衛生主管部（局）長あて通知がなされ、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

これらの改正は、今般のフィブリノゲン製剤問題を契機として、肝炎一般に対して関心が高まり、検査受診希望者の増加が見込まれることを受け、既存の特定感染症検査等事業における肝炎ウイルス検査事業を有効活用し、緊急肝炎ウイルス検査事業として医療機関での無料の肝炎検査事業を平成 2 0 年 1 月から平成 2 1 年 3 月までの時限措置として実施するもので、改正点はそれぞれ新旧対照表に示すとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

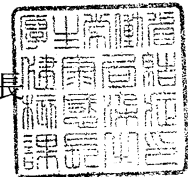
なお、今般の改正に関し、「緊急肝炎ウイルス検査事業について」が厚生労働省結核感染症課により作成され、本事業の概要等がまとめられていますので、ご参考まで併せて送付いたします。



健感発第 1227001 号
平成 19 年 12 月 27 日

(社)日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局
結核感染症課長



特定感染症検査等事業（緊急肝炎ウイルス検査事業）の実施について

平素より厚生労働行政にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、標記については、今般、肝炎対策についてさらなる充実を図るべく、別添（写）のとおり、各都道府県等に対し、医療機関への委託を推進し、住民の利便性が高まるよう事業の活用について通知したところであります。

貴法人におかれましても、本事業についてご理解の上、貴所属会員各位及び関係方面に周知していただき、事業の円滑な実施のために関係者の協力が得られるよう特段のご配慮をお願いいたします。



健発第1217005号

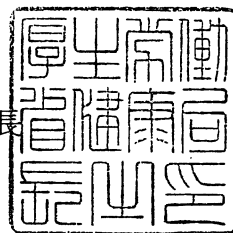
平成19年12月17日

各

都道府県知事
政令市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長



特定感染症検査等事業実施要綱の一部改正について

標記について、今般、実施要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成19年4月1日から適用することとしたので通知する。

また、緊急肝炎ウイルス検査事業にあつては、適用期間を平成20年1月1日から平成21年3月31日までとする。

なお、本事業の実施に当たっては、事業が円滑に実施されるよう貴管内における関係機関等への周知について特段の御配慮をお願いします。

特定感染症検査等事業実施要綱新旧対照表

改正後	現行
別紙 特定感染症検査等事業実施要綱 1. 事業目的 この事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)第11条第1項の規定により、「性感染症に関する特定感染症予防指針」(平成12年厚生省告示第15号)及び「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(平成11年厚生省告示第217号)に基づき、性感染症検査及び性感染症に関する相談事業、HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査及び肝炎ウイルスに関する相談事業、<u>緊急肝炎ウイルス検査事業</u>を推進することにより、これらの感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とする。 2. (略)	別紙 特定感染症検査等事業実施要綱 1. 事業目的 この事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)第11条第1項の規定により、「性感染症に関する特定感染症予防指針」(平成12年厚生省告示第15号)及び「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(平成11年厚生省告示第217号)に基づき、性感染症検査及び性感染症に関する相談事業、HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査及び肝炎ウイルスに関する相談事業を推進することにより、これらの感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とする。 2. (略)

改正後	現行
3. 事業内容 保健所で行う性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の5疾患）に係る検査事業及び性感染症に関する相談事業、H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査事業（HBs 抗原検査及びC型肝炎ウイルス検査。医療機関等への委託を可とする。）及び肝炎ウイルスに関する相談事業、<u>緊急肝炎ウイルス検査事業（HBs 抗原検査及びC型肝炎ウイルス検査。医療機関等へ事業を委託して実施。）</u>に対して補助をするものである。 4. (略)	3. 事業内容 保健所で行う性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の5疾患）に係る検査事業及び性感染症に関する相談事業、H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査事業（HBs 抗原検査及びC型肝炎ウイルス検査。医療機関等への委託を可とする。）及び肝炎ウイルスに関する相談事業に対して補助をするものである。 4. (略)

(参考 改正後全文)

(別紙)

特定感染症検査等事業実施要綱

1. 事業目的

この事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)第11条第1項の規定により、「性感染症に関する特定感染症予防指針」(平成12年厚生省告示第15号)及び「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(平成11年厚生省告示第217号)に基づき、性感染症検査及び性感染症に関する相談事業、HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査及び肝炎ウイルスに関する相談事業、緊急肝炎ウイルス検査事業を推進することにより、これらの感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。

3. 事業内容

保健所等で行う性感染症(性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の5疾患)に係る検査事業及び性感染症に関する相談事業、HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査事業(HBs抗原検査及びC型肝炎ウイルス検査。医療機関等への委託を可とする。)及び肝炎ウイルスに関する相談事業、緊急肝炎ウイルス検査事業(HBs抗原検査及びC型肝炎ウイルス検査。医療機関等へ事業を委託して実施。)に対して補助をするものである。

4. 経費の負担

都道府県、政令市及び特別区が本実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。



健感発第1217002号

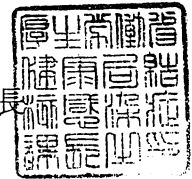
健疾発第1217001号

平成19年12月17日

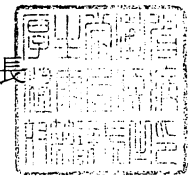
各〔都道府県〕
〔政令市〕衛生主管部（局）長 殿
〔特別区〕

厚生労働省健康局

結核感染症課長



疾病対策課長



「特定感染症検査等事業の実施について」の一部改正について

標記については、平成19年12月17日付け健発第1217005号により厚生労働省健康局長から各都道府県知事、政令市長及び特別区長あてに、「特定感染症検査等事業実施要綱の一部改正について」が通知されたことに伴い、「特定感染症検査等事業の実施について」を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

特定感染症検査等事業の実施について新旧対照表

改正後	現行
記 1 本事業は、都道府県、政令市及び特別区が実施する性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症（以下「性感染症」という。）検査及び性感染症に関する相談事業、H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査及び肝炎ウイルスに関する相談事業、<u>緊急肝炎ウイルス検査</u>に対し、補助するものである。 2 事業の内容は、以下のとおりとする。 なお、本事業の実施にあたっては検査等を匿名で行うなど、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮することとする。 (1) 性感染症検査及び性感染症に関する相談事業 (略) (2) H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業 (略)	記 1 本事業は、都道府県、政令市及び特別区が実施する性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症（以下「性感染症」という。）検査及び性感染症に関する相談事業、H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査及び肝炎ウイルスに関する相談事業に対し、補助するものである。 2 事業の内容は、以下のとおりとする。 なお、本事業の実施にあたっては検査等を匿名で行うなど、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮することとする。 (1) 性感染症検査及び性感染症に関する相談事業 (略) (2) H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業 (略)

改正後	現行
(3) 肝炎ウイルス検査及び相談事業 (略) (4) 緊急肝炎ウイルス検査事業 ア (3) のアの事業は、緊急肝炎ウイルス検査事業について準用する。この場合において、(3) のアの(ア)中、「保健所による実施及び医療機関への委託」とあるのは、「医療機関への委託」に読み替える。 イ 緊急肝炎ウイルス検査事業で要した費用については、検査受診者からは徴収しないこととする。 3 (略) 4 経費 国は、事務に要した経費に対し、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費国庫負担(補助)金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。	(3) 肝炎ウイルス検査及び相談事業 (略) 3 (略) 4 経費 国は、事務に要した経費に対し、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費国庫負担(補助)金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとし、その補助率は1/2であること。

改正後	現行
(別紙) (略)	(別紙) (略)

(参考 改正後全文)

記

1 本事業は、都道府県、政令市及び特別区が実施する性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症（以下「性感染症」という。）検査及び性感染症に関する相談事業、H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査及び肝炎ウイルスに関する相談事業、緊急肝炎ウイルス検査事業に対し、補助するものである。

2 本事業の内容は、以下のとおりとする。

なお、本事業の実施にあたっては検査等を匿名で行うなど、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮することとする。

(1) 性感染症検査及び性感染症に関する相談事業

ア 保健所における性感染症に指定した5疾患の検査事業

イ 保健所における性感染症に指定した5疾患の相談事業

(2) H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業

ア 保健所におけるエイズストップ作戦関連事業実施要綱に基づく事業

イ エイズ治療拠点病院におけるH I V抗体検査等事業実施要綱に基づく事業

ウ その他

(3) 肝炎ウイルス検査及び相談事業

ア 肝炎ウイルス検査

(ア) 保健所による実施及び医療機関への委託（地域の医師会等の理解と協力を得て、医療機関を選定。）により行う。

(イ) 対象者

希望者（過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのある者を除く。）

※ 医療保険各法その他の法令に基づく事業において、肝炎ウイルス検査の受診の機会のある者及び老人保健事業の対象者については、それぞれの事業を優先して受診する機会のない者については、本事業の対象として差し支えないこと。

(ウ) 肝炎ウイルス検査の実施

肝炎ウイルス検査の項目は、C型肝炎ウイルス検査及びHB s抗原検査とする。

a H C V抗体検査

H C V抗体価をウイルスの有無を判定するための高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することのできる測定系を用いること。

b HCV抗原検査

HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。抗原検査は、ウイルスのコア蛋白を測定する方法を用いること。

c HCV核酸増幅検査

HCV抗原検査の結果が陰性を示す場合に行うこと。また、核酸増幅検査は、定性的な判断のできる検査方法を用いること。

d HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

(エ) 肝炎ウイルス検査の結果の判定（別紙参照）

a HCV抗体検査

(a) HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定。

(b) HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV抗原検査を行うこと。

(c) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。

b HCV抗原検査

HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して、HCV抗原検査を行い、結果が陽性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定、結果が陰性を示す場合はHCV核酸増幅検査を行うこと。

c HCV核酸増幅検査

HCV抗原検査の結果が陰性を示す場合は、定性的な判断のできる核酸増幅検査を行い、HCV、RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。

d HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。

但し、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。

(オ) 指導区分

C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された者、及び、HBs抗原検査において「陽性」と判定された者については、医療機関への受診を勧奨する。

(カ) 通知の結果

検査の結果については、別紙を参考として指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。

イ B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業

(4) 緊急肝炎ウイルス検査事業

ア (3) のアの事業は、緊急肝炎ウイルス検査事業について準用する。この場合において、(3) のアの(ア)中、「保健所による実施及び医療機関への委託」とあるのは、「医療機関への委託」と読み替える。

イ 緊急肝炎ウイルス検査事業で要した費用については、検査受診者からは徴収しないこととする。

3 本事業の企画、立案及び実施に当たっては、事業の効率的、効果的な実施を図るため、関係機関等と連携を密にし、地域の実情に応じた事業の推進に努めること。

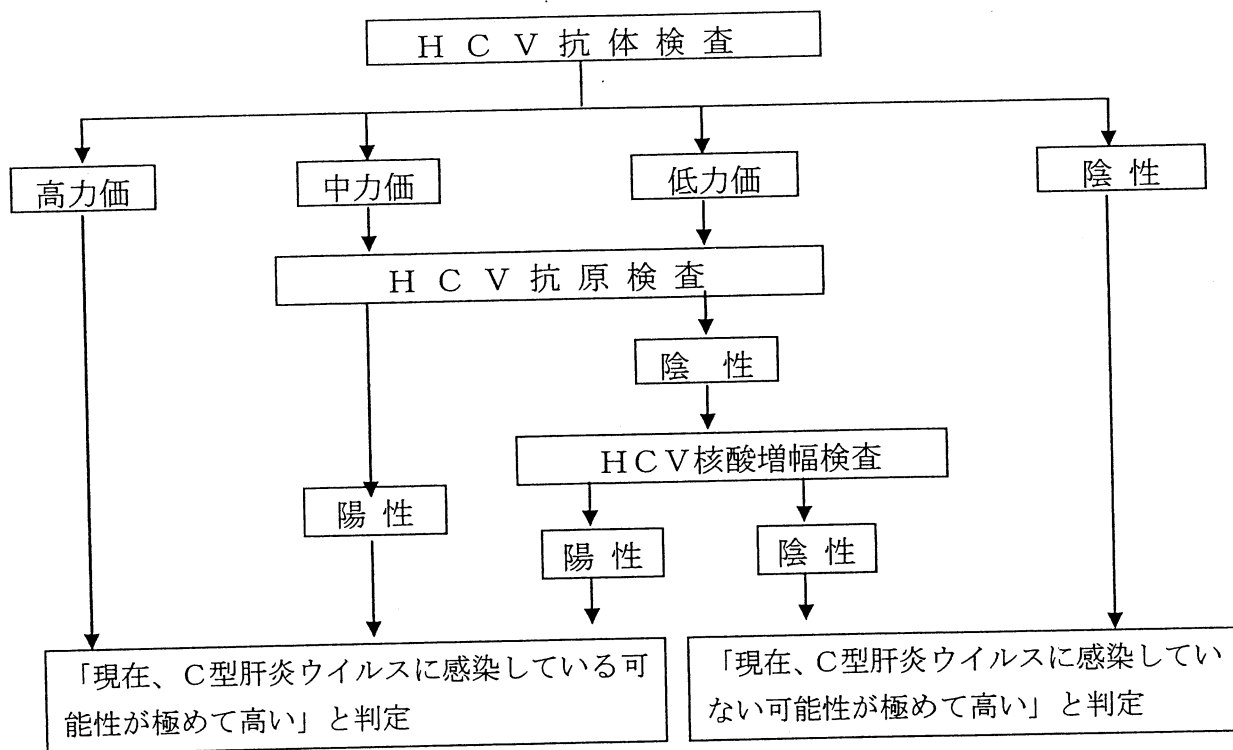
4 経費

国は、事業に要した経費に対し、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費等国庫補助負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

(別紙)

判定結果 (C型肝炎ウイルス検査)

<参考>



判定結果 (HBs抗原検査)

陽 性	陰 性
-----	-----

緊急肝炎ウイルス検査事業について

平成19年12月
健康局結核感染症課

1. 概要

- 今般のフィブリノゲン製剤問題を契機として、肝炎一般に対して関心が高まり、検査受診希望者の増加が見込まれることを受け、既存の特定感染症検査等事業における肝炎ウイルス検査事業を有効活用し、緊急肝炎ウイルス検査事業として医療機関での無料の肝炎検査事業を実施する。（対象者はフィブリノゲン製剤の被投与者に限らない。）
- 現在、特定感染症検査等事業における肝炎ウイルス検査事業については、保健所での検査は無料で実施しているが、受託医療機関での検査は自己負担を徴収することができる仕組みとなっており、今後、検査を積極的に受けてもらい、早期に適切な治療へとつながるよう、この自己負担分については国の全額負担とする。

2. 検査実施先

医療機関（現在、5自治体のみで実施 → 今後、拡充を図る）

※ 保健所(518カ所)においても引き続き検査を実施。

3. 自己負担

医療機関（現在、一部自己負担あり → 今後、無料化を推進）

※ 保健所は自己負担なし

4. 実施期間

平成20年1月～平成21年3月までの時限措置

5. 財源

平成19年度分は、（目）疾病予防対策事業費等補助金（特定感染症検査等事業）内の執行により対応。（予算額（見直し後）約25.5億円）

平成20年度分は、予算案 約15.9億円を確保

【参考】

事業名	疾病予防対策事業費等補助金（特定感染症検査等事業）
事業内容	保健所で実施される肝炎ウイルス検査を補助。 （医療機関への委託を可としている）
補助先	都道府県、政令市、特別区
補助率	1／2

緊急肝炎ウイルス検査事業について（特定感染症検査等事業費）

厚生労働省健康局結核感染症課

区 分	現 行	改 正 後
対 象 者	○ 39歳以下の受診希望者を対象 ○ 40歳以上の未受診者（やむを得ない事情により他制度で受診できなかった者）のうち希望者を対象	同 左
実施主体	都道府県、政令市、特別区	同 左
実施機関	受託医療機関 ※保健所においても引き続き検査を実施	同 左
負担割合	医療機関委託 ・ <u>国：受診者の自己負担分を除いた額の1／2</u> ・ 都道府県・政令市・特別区 ： 受診者の自己負担分を除いた額の1／2 ・ <u>受診者：自己負担あり</u> （費用徴収基準額：1,700円） ※（参考）保健所実施分 ・ 国：1／2 ・ 都道府県・政令市・特別区：1／2 ・ 受診者：自己負担なし	医療機関委託 ・ <u>国：受診者の自己負担分＋それを除いた額の1／2</u> ・ 都道府県・政令市・特別区：同 左 ・ <u>受診者：自己負担なし</u>
そ の 他		<u>平成20年1月から平成21年3月末までの時限措置</u>

新しい肝炎総合対策の推進

与党肝炎対策に関するプロジェクトチーム

一、趣旨

国内最大の感染症である肝炎について、肝がんへの進行予防、肝炎治療の効果的推進のため、経済的負担軽減等により現在五万人であるインターフェロン治療の受療者の倍増を目指す。そのための総合的な施策を展開する。

二、検査から治療まで継ぎ目のない仕組みの構築

（肝炎ウイルス検査の促進）

今後基本的に全ての自治体・保険者・事業主において肝炎検査を実施し、二十歳代以上の国民全ての検査受診の機会を確保する。その際、保健所での無料検診、医療機関委託を推進する。

（感染したが症状のないときの健康管理の推進と安全、安心の肝炎治療の推進）

肝炎ウイルス検査等により感染が分かった者については、日々の健康管理、定期的な受診の勧奨など感染者の日常的な健康管理の支援を行うとともに、検診実施医療機関と専門医療機関の連携を促進する。

全都道府県での肝疾患診療連携拠点病院を設置し、相談・研修の実施を促進する。

また、国において先進的な肝炎治療を推進し、肝硬変、肝がんへの進行予防や治療に関するガイドラインの作成、改訂を行う。

肝 炎 ウ イ ル ス 検 査 の 概 要

検診名	老人保健事業に基づく肝炎ウイルス検診	保健所における特定感染症検査等事業	政府管掌健康保険の生活習慣病予防健診事業 (平成19年度の対象者)
対象者	○節目検診 老人保健事業の健康診査の対象者のうち、 40歳の者を対象 ○節目外検診 上記以外の老人保健事業の健康診査の対 象者のうち、 ①基本健康診査で GPT 値により要指導と された者 ②平成14～18年度までの本事業からに基 づく肝炎ウイルス検診の対象者であっ て、受診の機会を逸した者	○希望者 ※過去に肝炎ウイルス検査を受けたものを 除く (医療保険各法その他放れに基づく事業に おいて実施される肝炎ウイルス検査の受診 機会のある者及び老人保健事業の対象者に ついては、それぞれの事業を優先し、受診 機会がなかった者については、本事業の対 象として差し支えない。) ※平成19年度より、医療機関への委託を 可としている。	○一般健診を受診する次のいずれかに該当する 者(過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがあ る者を除く)のうち希望者 ①35歳以降5歳間隔の者 ②広範な外科的処置又は妊娠・分娩時の多量出 血の経験がある者 ③肝機能異常を指摘されたことのある者 ④一般健診で GPT 値が36以上であった者 ※③・④は一般健診の結果を受けて実施
受診機関	次のいずれかの方法 ・市町村が自ら公民館等で実施 ・市町村が個別に医療機関等に委託して実施	保健所、自治体に委託された医療機関	地方社会保険事務局が契約している政府管掌健 康保険生活習慣病予防健診実施機関
実施主体	市町村	都道府県、政令市、特別区	社会保険庁
費用負担	市町村が個別に設定	基本的に無料(受託医療機関の一部は自己負 担あり)	肝炎ウイルス検査 595 円
実 績	H17 : 3,093,646 人 H18 : 3,483,787 人	H17 : 7,041 人 H18 : 36,480 人	H17 : 191,721 人 H18 : 194,216 人

上記のほか、以下の健康診断等がある。

①被保険者及び被扶養者を対象に健康保険組合が実施する健康診査

②労働者を対象に職域において実施する健康診断

また、各医療機関において肝炎ウイルス検査を実施するところもあり、医師の診察により、肝炎の感染が疑われる場合には、医療保険が適用される。

(留意事項)

老人保健事業に基づく肝炎ウイルス検査については、平成20年度より健康増進法に基づく事業に移行。

C型肝炎は、早期発見・早期治療が重要です。



政府広報 | 厚生労働省

政府広報オンライン
http://www.gov-online.go.jp/

C型肝炎ウイルス検査の受診をおすすめしています。

平成6年以前にフィブリノゲン製剤の投与を受けた方等、「検査受診の呼びかけの対象者」に該当する方は、肝炎ウイルスに感染している可能性が一般の方よりも高いと考えられますので、C型肝炎ウイルス検査を受けられることをお勧めしています。

フィブリノゲン製剤の納入医療機関の名称は、こちらでご確認ください。

○厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

○都道府県、政令指定都市などの保健担当部局や保健所

肝炎ウイルス検査の概要 (平成19年度)

検 診 名	保健所における特定感染症検査等事業
対 象 者	希望者 (過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのある者を除く)
受 診 機 関	保健所 自治体によっては委託医療機関でも受診可
自 己 負 担	保健所での検査は、基本的に無料 (一部の自治体では自己負担が必要な場合があります)
お問い合わせ先	居住する地域の保健所

上記のほか、

①老人保健法に基づき市区町村が実施する肝炎ウイルス検診 (詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください)。
②被保険者及び被扶養者を対象に健康保険組合及び政府管掌健康保険が保健事業として実施する健康診査があります (対象者等実施については、加入されている保険者にお問い合わせください)。

また、各医療機関において肝炎ウイルス検査を実施するところもあり、診察により肝炎の感染が疑われる場合には、医療保険が適用されます。

検査受診の呼びかけの対象者

①フィブリノゲン製剤 (フィブリン糊としての使用を含む) を1994年 (平成6年) 以前に使用されませんでしたか?

フィブリノゲン製剤の投与を受けた方には、以下のような場合があります。

- 1) 妊娠中又は出産時に大量の出血があった
- 2) 大量に出血するような手術を受けた
- 3) 食道静脈瘤の破裂、消化器系疾患、外傷などにより大量の出血があった
- 4) がん、白血病、肝疾患などの病気で「血が止まりにくい」と指摘を受けた
- 5) 特殊な腎結石・胆石除去 (結石をフィブリン塊に包埋して取り除く方法)、気胸での胸膜接着、腱・骨折片などの接着、血が止まりにくい部分の止血などの治療を受けた

②下記a~hに該当しませんか?

- a. 1992年 (平成4年) 以前に輸血を受けた方
- b. 大きな手術を受けた方
- c. 血液凝固因子製剤を投与された方
- d. 長期に血液透析を受けている方
- e. 臓器移植を受けた方
- f. 薬物濫用者、入れ墨をしている方
- g. ボディピアスを施している方
- h. その他 (過去に健康診断等で肝機能検査の異常を指摘されているにもかかわらず、その後肝炎の検査を実施していない方等)

※輸血などに用いる血液製剤は、様々な安全対策がとられてきており、感染症伝播のリスクを完全に排除できないものの、近年の製剤の安全性は格段に向上しております。

公表医療機関に
尋ねても、該当するかが
わからない方は、まず
肝炎ウイルス検査を
受診してください。

なお、過去に一度肝炎ウイルス検査を受診されている方は、新たに上記に該当することがない限り、基本的に再度検査を受ける必要はありません。

これらの制度は各地方自治体により異なる部分がありますので、詳しくは地方自治体の窓口にお問い合わせください。

厚生労働省の
相談窓口

●専用フリーダイヤルを
開設しました。

0120-509-002

*電話番号は、お間違いのないようにご注意ください。

12月28日 (金) まで
9:30~20:00
※土・日・祝日を除く

厚生労働省 医薬食品局血液対策課 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL.03-5253-1111 (代表)

地方自治体の
窓口

都道府県、政令指定都市などの
保健担当部局や保健所

平成19年11月掲載

●C型肝炎

C型肝炎は、早期発見・早期治療が重要です。

C型肝炎ウイルス検査の受診をおすすめしています。

C型肝炎は、早期発見・早期治療が重要です

C型肝炎ウイルス検査の受診をおすすめしています

平成19年11月掲載

検査受診の呼びかけの経緯

厚生労働省は、C型肝炎ウイルス検査の受診を広く呼びかけ、早期発見・早期治療を促すため、平成19年11月1日より、全国の市町村に「C型肝炎ウイルス検査の受診をおすすめしています」というポスターを配布しています。

このポスターは、C型肝炎ウイルス検査の受診を広く呼びかけ、早期発見・早期治療を促すため、平成19年11月1日より、全国の市町村に「C型肝炎ウイルス検査の受診をおすすめしています」というポスターを配布しています。

検査受診の呼びかけの経緯

厚生労働省は、C型肝炎ウイルス検査の受診を広く呼びかけ、早期発見・早期治療を促すため、平成19年11月1日より、全国の市町村に「C型肝炎ウイルス検査の受診をおすすめしています」というポスターを配布しています。

このポスターは、C型肝炎ウイルス検査の受診を広く呼びかけ、早期発見・早期治療を促すため、平成19年11月1日より、全国の市町村に「C型肝炎ウイルス検査の受診をおすすめしています」というポスターを配布しています。

検査受診の呼びかけの経緯

厚生労働省は、C型肝炎ウイルス検査の受診を広く呼びかけ、早期発見・早期治療を促すため、平成19年11月1日より、全国の市町村に「C型肝炎ウイルス検査の受診をおすすめしています」というポスターを配布しています。

このポスターは、C型肝炎ウイルス検査の受診を広く呼びかけ、早期発見・早期治療を促すため、平成19年11月1日より、全国の市町村に「C型肝炎ウイルス検査の受診をおすすめしています」というポスターを配布しています。

(大きい画像でご覧になりたい方は [こちら](#):PDF形式)

11月29日 読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、日本経済新聞

11月30日 北海道新聞、東京・中日新聞、西日本新聞、室蘭民報、釧路新聞、十勝毎日新聞、苫小牧民報、東奥日報、陸奥新報、デリー東北、秋田魁新報、岩手日報、岩手日日、山形新聞、河北新報、福島民報、福島民友、米澤新聞、北羽新報、荘内日報、上毛新聞、茨城新聞、下野新聞、千葉日報、神奈川新聞、埼玉新聞、常陽新聞、新潟日報、北日本新聞、北國富山新聞、福井新聞、日刊県民福井、信濃毎日新聞、長野日報、山梨日日新聞、静岡新聞、名古屋タイムズ、岐阜新聞、東愛知新聞、南信州新聞、奈良新聞、京都新聞、神戸新聞、伊勢新聞、紀伊民報、山陽新聞、中国新聞、日本海新聞、山陰中央新報、山口新聞、四国新聞、愛媛新聞、徳島新聞、高知新聞、岡山日日新聞、島根日日新聞、宇部日報、佐賀新聞、長崎新聞、大分合同新聞、熊本日日新聞、宮崎日日新聞、南日本新聞、琉球新報、沖縄タイムス、南海日日新聞、八重山毎日新聞、宮古毎日新聞